

第 51 回関東医科歯科学生ヨットレース

期 間： 2023 年 8 月 8 日（火）～10 日（木）

場 所： 神奈川県藤沢市 江の島ヨットハーバー

競技種目： 国際 470 級

共同主催： 東日本医療系学生ヨット連盟

神奈川県セーリング連盟 [23-13]

主 管： 千葉大学医学部ヨット部

NOTICE OF RACE

レース公示

2023/08/02 ver.

- 今大会は選手への連絡方法として、LINE も使用します。
下記、オープンチャットにご参加ください。（すべての選手・支援者）



LINE オープンチャット
「2023 関東医科歯科ヨットレース Official」

- ※ LINE オープンチャットには、8 月 4 日（金）までにはご参加ください。
- ※ LINE は実行委員会・レース委員会からの発信や出着艇などの連絡用として使用予定です。
- ※ LINE オープンチャットで使用するプロフィール名
選手：所属名_大会参加のセイルナンバー_氏名
サポーター：所属名_氏名
レース委員会（運営）：RC_氏名
＜選手登録例＞：東北大_4179_東医太郎
＜サポーター登録例＞：横浜市大_医科花子
＜レース委員会＞：RC_江の島夏夫
- ※ LINE での質問・問い合わせはご遠慮ください。

1. 規則

- 1.1. 本レガッタでは、「セーリング競技規則 2021-2024」（以下、「規則」という）に定義された規則を適用する。
- 1.2. 規則 42 違反に対し付則 P を適用する。
- 1.3. 規則 付則 T を適用する。
- 1.4. レース公示と帆走指示書に矛盾が生じた場合は帆走指示書を優先する。これは規則 63.7 を変更している。
- 1.5. [DP]は、その規則の違反に対するペナルティーを、プロテスト委員会が裁量により失格より軽減することができることを意味する。
- 1.6. [SP]は、レース委員会が審問なしに標準ペナルティーを与えることができる規則を意味する。レース委員会は抗議することもでき、その場合には審問を経てプロテスト委員会の裁量によりペナルティーが決定される。
- 1.7. [NP]は、この規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則 60.1(a)を変更している。

2. 帆走指示書

帆走指示書は、2023 年 7 月 26 日（水）までに[公式掲示板](#)に公開する。大会のその他の公式文書も帆走指示書と一緒に公開される。

3. コミュニケーション

- 3.1. 公式掲示板はオンラインとし、下記 web サイト URL にて利用できる。
公式掲示板 URL : <https://x.gd/I9OrO>
- 3.2. 競技者とのコミュニケーション
大会は可能な限り LINE オープンチャットで行うこととする。
- 3.3. 海上では、レース委員会はレスキュー艇および支援艇を通し、競技者に連絡を行う。ただし、この連絡には帆走指示書の変更は含まない。
- 3.4. 緊急の場合を除き、レース中の競技艇は無線の送受信をしてはならない。またこの制限は携帯電話にも適応される。

[DP]

4. 参加資格および申込み [DP][NP]

- 4.1. 本レガッタには、競技者が医学部・歯学部・その他の医療系学部または同等の組織に在籍中の大学生である、国際 470 級が参加できる
- 4.2. 主将会議において認めた場合を除き、競技艇の艇体およびスパー類（マスト・ブーム・ラダー・センターボード）を学連仕様（関東学生ヨット連盟 HP 参照）に限る。
- 4.3. 参加資格のある艇は、以下の手続きを期限内に完了することにより参加することができる。なお、プレレースに関してはこの限りではない。
 - 4.3.1. レース委員会の定めるエントリー書類の提出
 - 4.3.2. 参加料の振り込み
- 4.4. 競技者は、2023 年度日本セーリング連盟会員に登録済みでなければならない。

5. 参加できる艇数

- 5.1. シリーズに参加する全ての艇を競技艇といい、そのうち各校の団体戦の得点に計算される艇を「レース艇」、団体戦の得点に計算されず個人戦の得点のみが与えられる艇を「オープン艇」とする。
- 5.2. レース艇は各校 3 艇まで参加できる。オープン艇の艇数の制限はない。

6. 参加料

参加料の金額、振り込み先、振り込み期限等は主将会議にて承認・通知される。

7. 日程

7.1. レース日程

8月8日(火)	開会式・プレレース
8月9日(水)	本戦1日目
8月10日(木)	本戦2日目・閉会式

レース日程はレース委員会の裁量により変更されることがある。

7.2. レース数

それぞれのシリーズにおける最大レース数は以下の通りである。

(a) プレレース：最大レース数 1

(b) 本戦：最大レース数 6

1日のレース数は、レース委員会の裁量によって決定される。

7.3. 各レース日において、15:30 より後には予告信号を発しない。但し、レガッタの最終日においては 14:00 より後には予告信号を発しない。

8. 装備・検査 [DP][NP]

8.1. 競技艇は、2023年8月8日の時点で規則 78.1 に適合していなければならない。

8.2. 競技艇はレース委員会が要求する時に、有効な計測証明書 (MC/MF) を提示しなければならない。

9. 衣類と装備

競技者の衣類と装備は、規則 50.1 に準じたものであること。

10. 開催地

NoR Appendix A に、レースエリアの場所を示す。

11. コース

帆走するコースはウインドワード/リワード・コースとする。

12. 安全規定と申告 [SP][NP]

12.1. レース委員会は以下の場合に、競技者の安全のためレースを延期または中止する。

(a) レースエリアで平均風速 8m/s 以上または最大風速 10m/s 以上となった場合。

(b) ハーバーが出艇禁止となった場合。

(c) その他、レースを行うことが危険な状況であると判断した場合。

但し、レース委員会が安全にレース可能と判断した時はこの限りでない。

12.2. レース委員会が競技艇の出艇状況を把握するため、競技艇は帆走指示書に定められた出艇申告・帰着申告の手続きを行わなければならない。

13. 欠番

14. 得点

14.1. 各シリーズの成立には、それぞれ最低 1 レースを完了することが必要である。

14.2. 個人戦の得点

14.2.1. 規則 付則 A を適用する。

14.2.2. 完了したレース数が 4 レース以下の場合、艇のシリーズ得点はレース得点の合計とする。完了したレース数が 5 レ

ース以上の場合、艇のシリーズ得点は最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。

14.3. 団体戦の得点

14.3.1. レース単位のデュエット方式を用いる。学校のレース得点は、その学校のレース艇の中でそのレースの成績が上位である 2 艇のレース得点の合計とする。

14.3.2. 完了したレース数が 4 レース以下の場合、学校のシリーズ得点は学校のレース得点の合計とする。完了したレース数が 5 レース以上の場合、学校のシリーズ得点は最も悪い得点を除外した学校のレース得点の合計とする。

14.3.3. レース艇が 1 艇のみである学校は、全てのレースが「DNC」であった仮想のレース艇 1 艇を加えてシリーズ得点を計算する。

14.3.4. シリーズ得点が低い学校を上位とする。学校間でシリーズ得点がタイとなった場合は、規則 付則 A8 の「艇」を「学校」に読み替えて適用し、タイを解く。それでも解けない場合、その学校間で再び「学校」を「艇」に読み替えて付則 A8 を適用し、最も上位となった艇が所属する学校を上位とする。

15. 賞

本戦は団体戦 1～6 位・個人戦 1～6 位を入賞とし、これを表彰する。

16. 乗員の交替、艇の変更および装備の交換 [NP]

レガッタ中の乗員の交替、艇の変更および損傷・紛失した装備の交換は、レース委員会の許可なしには認められない。

17. 支援艇、観覧艇 [DP][NP]

17.1. 支援艇（コーチボートや予備艇を含む 以下同様）・観覧艇は、レース委員会に登録され、法律および関連規範を遵守する必要がある。また、レース委員会の裁量で登録を拒否でき、任意に登録を受け入れることができる。

17.2. 支援艇・観覧艇は、レース中であるかどうかに関わらず、全ての競技艇およびレース委員会艇の動きを妨げてはならない。

17.3. 支援艇・観覧艇は、準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュまたはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの 100m 以上外側にいなければならない。またスタート手順の間には、スタート・ラインの延長線上に近づいてはならない。但し、以下の場合を除く。

(a) 人命救助等、緊急でやむを得ない場合（その後レース委員会が要求した場合には、関係者は報告書を提出しなければならない）。

(b) レース委員会が要請した場合。

17.4. 支援艇・観覧艇は、レース委員会から要請があった場合、援助・救助艇として行動しなければならない。

17.5. 支援艇・観覧艇を出艇させる学校は、その日の出艇申告の際に、レース委員会の要求する情報（予備艇であればセール番号・乗員の氏名等、その他の艇であれば船名・代表者氏名・連絡先等）を申告しなければならない

18. 停泊[DP][NP]

神奈川県藤沢市 江の島ヨットハーバー

19. 肖像および電子機器 [NP][DP]

19.1. 競技者および大会関係者は、大会期間中の写真・ビデオ等のすべての著作物、映像について、対価を求めることなく、主催団体に独自の判断で使用する権利を与えるものとする。

19.2. 競技艇は、レース委員会により指定された測位機器を、クラス規則 C.5.1(a)(3)に従って搭載するよう要求されることがある。

20. リスクステートメント

規則 3 には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇にのみある。』とある。大会に

参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

主催者等は、大会期間中およびその前後に発生したいかなる物的損害および人的傷害、死亡等について、責任を負わないものとする。

21. 保険

競技者は、主催者の定める参加者補償制度に加入していなければならない。

NoR Appendix A

